

令和 8年1月1日



ゆとり

第131号 (新年号)

(協組) 郡山労務経営サービスセンター

新年のご挨拶

(協組) 郡山労務経営サービスセンター
理事長 飯沼 良孝

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様はじめ関係各位におかれましては、常日頃、当組合の運営に
関し、格別のご理解と、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

今年度は特に組合員従業員の健康づくりに積極的に取り組み、10月には
体力づくりツアーアとして山形県立石寺をメインにした日帰りバス旅行が25
名の参加のもと和やかな中で行われました。また健康診断の斡旋・実施等、
組合員従業員の健康、体力づくりのための職場環境整備を推進して参りました。
なお12月には当センター事務局は「福島健康経営優良事業所2025」の認定を受けた
ことをご報告いたします。

さて地域企業を取り巻く環境は、円安、物価高、原材料の高騰、人手不足、事業承継、複
雑化する労務問題等、大変厳しい状況にあります。また雇用情勢におきましても「同一労働・
同一賃金」「働き方改革」最低賃金アップも相まって、テレワークや副業・兼業など多様な働
き方が進められ、その為の適正な労働時間、労務管理が重要になっております。「企業の総務
部」として当組合の役割はますます大きいものと考えます。そのような状況を鑑み、組合事
業として、中小企業団体中央会の補助事業「あとづき塾」を今年度も3回(9月、10月、11
月)開催いたしました。経営者として基本的な勉強会で、毎回30名を超えるご参加を頂いて
おり、次年度も開催したいと思っております。

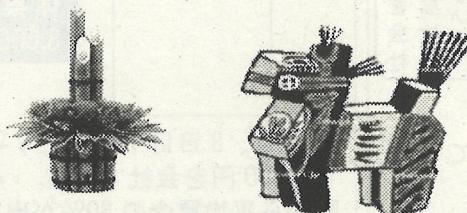
また異業種団体として活性化を図るべく、組合員の相互利用、情報交流を推進し、組合ホ
ームページのリニューアルを行うとともに、共同購買事業として「スマートオフィス」制度
の利用促進を図っております。しかしながら、まだ十分軌道には乗っておらず、引き続き組
合員の皆様にはご協力、ご利用をお願い致します。

本年は1月に新春経済講演会、2月には経営管理者セミナーの開催を予定しております。
多くの皆様のご参加をお待ちしております。また働き方改革法案への対応、事業承継、労働
災害防止活動の推進について、労働災害統計調査を含め、迅速に対応し取り組んで参りたい
と存じます。

最後になりますが、組合員皆様をはじめ関係各位のご繁栄とご多幸をお祈り申し上げ、
年頭のご挨拶とさせて頂きます。

迎春

謹んで新年のお慶びを申し上げます
組合員の皆様のご健康とご隆盛を御祈念申し上げます



2026元旦

理事長 飯沼 良孝
副理事長 渡辺 清俊
同 同
専務理事 佐藤 信男
役員一同・職員一同

特集2・休職制度を導入してトラブル防止

従業員が病気等で長期欠勤している場合、退職してもらうには解雇するしかないか、退職を勧奨するか困るときがあります。そのような時、あると活用できるのが休職制度。(導入する、しないは会社の自由です)

職場復帰できない場合は、休職期間満了で退職と出来ます。(解雇等は避けられる)

＜就業規則の規定例＞

(休職) 期間は例示です。(もっと長い会社も短い会社もあります)

第〇条 従業員が次の各号の1に該当した場合は休職とする。

- ① 業務外の傷病による欠勤が2ヶ月以上にわたる場合
(有給休暇を取得した期間、会社の休日も含む)
- ②

何か月休んだら休職にするか、休職期間をどの位にするかは会社の自由ですが余り短くても長すぎても実用的ではないでしょう。

勤続年数に応じて、差をつける方法もあります。

（休職期間）

第〇条 休職期間は次のとおりとする。

- ① 前条第1号の場合6ヶ月
- ② 前条第2号の場合▲ヶ月

次のような規定を入れると便利です

- ① 必要により更新する場合がある
- ② 欠勤中、休職中に一旦出勤しても〇日以内にまた休むような場合は前後の期間を通算する

具体的な就業規則の作成は当センターにお任せください。

＜流れ・イメージ＞

欠勤 2ヶ月	休職 6ヶ月	復帰できなければ退職
--------	--------	------------



＜導入の際はここに気をつけよう＞

1・試用期間中の者には適用しない方が良い。 試用期間終了後も、休職するのは不自然。

2・契約社員、パート…正社員ばかりでなく非正規社員にも導入が望ましい。

ただし所定出勤日数が少ない者は、それに応じて期間を短くしても良い。

また有期雇用の場合、契約期間満了時点で休職が継続し復職出来ない場合は、その時点で退職扱いとして良い。

＜導入後、実際の運用に気をつけたいこと＞

1・職場復帰を前提にしている。(最初から職場復帰の可能性が全くない者にはなじまない)

2・休職通知(命令書)や期間中の取扱いなどの文書を交付などきめ細かい対応をする。

- ① 長期欠勤している者に、いきなり「休職期間が過ぎたので退職だ」などと言うのはNG。
最低限、下記のような手順を踏みましょう。(説明・通知の時期は多少ずれる場合もあり)
- 休職制度の事前説明 休職通知 休職満了通知 退職手続

休職期間満了で退職する
のは解雇ではありません。



② 休職中は月に1回は状況を報告してもらうなどして、放置しない。

③ 休職中は療養に専念するよう伝える。度を超えた遊興など休業中にふさわしくない行動は禁止する。

3・休職中の社会保険料、住民税は定期的に本人から貰う。

会社で立替える場合は、毎月本人に払ってもらった方が良い。(後からまとめてだと払えない場合も出てくる)

4・私傷病による休業の場合、社会保険加入者であれば、傷病手当金などの請求手続きをする。

社会保険の加入期間が継続して1年以上あれば、傷病手当金は退職後も貰える。(最長、1年6ヶ月分)

勤務	病気欠勤	休職	退職
----	------	----	----

社保加入 → <1年以上加入> →

傷病手当金(欠勤4日目から最長1年6ヶ月)

* 経営者としては、当然ながら欠員による業務の停滞は避けなければなりません。

一方、従業員は長期療養の末、大きな不安を抱えての退職(失業)となります。会社として、できるだけの事をやってあげることも必要でしょう。

労務 Q & A

(実際あったご質問から)

労務 > テレワーク

- Q・テレワークを検討しているが、留意すべき点は？
A・うまく活用すれば業務効率の改善になるが注意点も。

<テレワークとは>

在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務など。

<メリットは>

- ・通勤時間短縮による心身の負担の軽減、時間外労働の軽減、仕事と家庭生活の調和、業務効率、生産性の向上などうまく活用すれば労使双方にメリットあり。

<主な留意点は>

- ・仕事と生活の線引き、時間管理方法が大切となる。
- ・コミュニケーション不足にならないよう対策する。
- ・電気代、通信費などの費用負担を明確にする。
- ・情報セキュリティー対策をしっかりとる。
- ・労使で十分話し合い、テレワーク規程などを作ってルール化することも必要。



雇用保険 > 不正受給のペナルティ

- Q・不正受給した場合、どんな罰則があるか？
A・従業員が不正に雇用保険を受給した場合と、会社が不正に助成金を受けた場合に分けて考えてみましょう。

<従業員の失業給付等の不正受給>

- ・(例)再就職した日を偽って、雇用保険を多く受給した。→ 支給停止、悪質の場合は受給額の3倍返還。
職安は不正受給にアンテナを張り巡らせてています。
(従業員に頼まれて偽りの届けを出した場合は会社も連帯責任を取らせられます)

<会社が助成金を不正に受けた場合>

- ・助成金は当然、全額返還させられます。
- ・それに加えて5年間は雇用保険関係の他の助成金も申請できなくなります。
悪質な場合は、会社名を公表されたり、刑事告発される場合もあります。



社会保険料 > 70歳時の給与の変更

シリーズ福島の山は前回 No84 で終了とさせて頂きました。
長らくご愛読ありがとうございました。

- Q・70歳になった者がいるが、給与を変更した。保険料は、どうなるのか？

A・70歳になった月からは厚生年金保険料はかからなくなります。いくつかのパターンで見てみましょう。

- ① 同時得喪を希望する場合（一旦、社会保険を脱退し、翌日から改定後の給料で加入する。）

再加入月から変更後の給与に対する低い健康保険料になる。また在職老齢年金の減額も変更後の給与で計算され、増えるケースが多い。（健康保険番号は変わります）

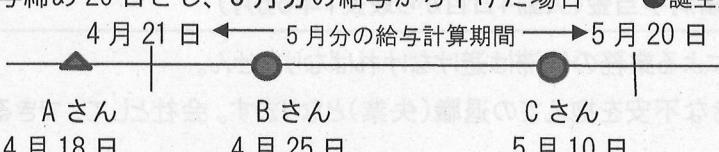
- ② 同時得喪を希望しない場合

・給与計算期間内で70歳に到達した場合は、在職老齢年金の減額が下がった給与でなされます。
・同じ月でも給与計算期間でないと変更できません。（いずれも厚生年金保険料はかからなくなります）
健康保険料は、通常の月額変更によるため、下がってから3か月の平均で、2等級以上下がった場合4か月目分からの変更となります。

(例) 給与締め20日とし、5月分の給与から下げた場合

●誕生日から変更

▲4か月後の変更



同時得喪をする人が多いよ

AさんとBさんは同じ4月生まれでも、Aさんは4月の給与計算期間外、Bさんは計算期間内で差が出ます。

労災保険 > 派遣、出向、出張中の事故

- Q・派遣会社から派遣で来てもらっている者がケガをした。当社の労災保険を使うようになるのか。

A・派遣元の労災保険を使うようになっています。

勤務態様により、どちらの労災保険を使うかは下記のようになります。

●派遣…派遣元の労災保険を使用する。派遣元は、主な派遣先の業種の労災保険料率で申告することになっています。

●出向…出向先の労災保険。労働保険料の申告は出向先の賃金に含めて算定します。

●出張…出張元の労災保険。申告は出張元。

●請負・業務委託…請負会社・委託会社それぞれの会社の労災保険を使用。
(建設業にあっては元請の労災保険を使用)



年金 > 在職老齢年金の繰り下げ

- Q・65歳になり年金を貰えるようになったが、報酬が高くて、大部分支給停止になる。いつぞ、繰り下げて貰らって、支給率を上げたいが？

A・繰り下げても支給停止になる部分は割増しえれない。

<繰り下げによる割増の計算>

・70歳まで繰り下げた場合、基礎年金、厚生年金とも約42%の割増しえります。例えば老齢厚生年金が120万円の場合は約170万円です。ただ報酬などが高く一部支給停止になる部分があれば、その部分は割増しになりません。120万円の内、100万円停止だと残り20万円の42%増しにしかなりません。また加給年金も支給されず、遺族年金も割増しにならないので注意が必要です。まあ、普通に個別にご相談下さい。最終判断はご自分で。



事業報告

組合員親善バス旅行(10月25日)に25名参加

(山形方面)

秋も深まつた10月下旬、健康づくりの山形バス旅行が催行された。当日は朝7時頃出発、高速道路を一路最初の目的地、立石寺をめざす。1,000段以上あるという階段を上り、普段の運動不足を痛感しつつも、歩きと展望を楽しむ。ふもとの芭蕉記念館を見学して待っている方も。昼食の後は天童でのりんご狩り、七右工門窯で陶器作りなどを体験。

最後は高畠ワイナリーで試飲と買い物。土地の名産品をお土産に買って帰路に就く。今回はご夫婦、お一人、職場仲間、友人同士、当センター職員と多彩であったが、皆さん和気あいあいと楽しいひと時を過ごしたようだ。



＜高畠ワイナリーにて＞
見学の前に記念写真

「あとづぎ塾」第2回目、第3回目開催さる

時代の潮流を知り、経営者、後継者の経営能力を高めるため3回シリーズで開催している「あとづぎ塾」ですが2回目、3回目が開催され、参加者一同真剣に受講した。その後、懇親会も開催された。

●第2回目(10月14日) Pm5:30~7:00 郡山青色会館

「労務リスクと人材評価のポイント」 講師: 中小企業診断士・社労士 高堀洋幸様

●第3回目(11月11日) Pm5:30~7:00 郡山青色会館

「“継ぐ”から“伸ばす”へ～あとづぎの為の財務とM&A講座」 講師: 中小企業診断士 石原幸一様



建設会社は事務所労災に加入が義務付けられました。

今まで、事務所専従の従業員がいない場合は事務所労災に加入しなくても良いとされていましたが、現在は次のような場合、事務所労災に加入していないと労災保険が使えません。

- ① 設計、見積業務、事務、営業など。
- ② 直接、工事に付随しない資材整理。
- ③ 自社の修繕作業、会社内での作業。
- ④ 自社敷地、建物の災害復旧作業、除雪。
- ⑤ 通勤途上のケガ。(当日の現場が未定の時。)

保険料は事務所業務に従事する者の賃金を基に算定します。
工事と兼務している場合は、工事と事務所業務に従事する賃金を振り分けるようになります。

面倒
臭い
な



決まっている時は元請会社の保険を使用)

＜事業のご案内＞

●新春講演会 郡山ビューホテル アネックス

令和8年1月29日(木)Pm4:00～

講演:「郡山が好きになる歴史講座」

講師: 歴史研究家 岡田 峰幸 様

●経営管理者セミナー 郡山ビューホテル アネックス

令和8年2月19日(木)Pm4:00～

「職場における健康づくり」

産業保健相談員 五十嵐 淳 様

＜各種共済のご案内＞

退職金共済、労災上乗保険、火災保険等のお申込みは当センターまで。

- 中小企業退職金共済(従業員向け)
小規模企業退職金共済(経営者向け)
- 労働保険連合会労災共済(基本的な労災上乗)
中央会「ビジネスJネクスト」(労災補償+賠償責任保険など幅広くカバー)
- 福島県火災共済・自動車保険
- あんしん財団傷害保険(従業員の業務上、業務外のケガの補償)



全社一括購買システム

smartpr!me™
スマートプライム™



ついぶん切り詰めたけど、
もっと経費削減
できないかな?



社内のオフィス用品に着目して、
さらにコストダウン。
おまかせください!



三和事務機販売株式会社

郡山自動車学校
KORIYAMA JIDOSHOKU GAKKO

TEL.024-944-0440

郡山産業機械講習所
KORIYAMA SEIYUUKIKAI KOGYO SHIKOSHO

TEL.024-942-7522

郡山ドローンワールド
KORIYAMA DRONE WORLD ACADEMY

TEL.024-942-7522

郡山市田村町金屋宇マセロ53

当センターでは組合活性化の一環として、共同購買事業と組合員相互利用を推進しております。

●共同購買事業 「スマートオフィス」制度 事務用品、消耗品等の割引き購入

●組合員相互利用事業 異業種組合の特徴を生かし、組合員間で売りたい物、

買いたい物の情報ネットワーク作り。

推進に当たり 12月 15日付けでアンケートをお願いしております。ご協力、宜しくお願ひ致します。



言葉・ことば・Key Word

最近、気になるカタカナ言葉

- ゼロエミッション・・・廃棄物や廃棄物処理によるCO₂の排出をゼロにすること。
- DMA T・・・災害派遣医療チーム。医師や看護師が登録し、自治体の要請に応じて災害現場に駆け付ける。
- ステルスマーケッティング・・・消費者に広告であることを明らかにしないまま、口コミなどを装って特定の商品を宣伝すること。(ステマ)
- ファクトチェック・・・特にインターネット上の情報が正しいか事実の検証を行うこと。
- リスクリング・・・再就職や、今の職業で必要とされるスキルを身に付けること
- オーバードーズ・・・気持ちをハイにするため市販薬の過量摂取すること。社会問題に。
- サプライチェーン・・・供給網のこと。原材料の調達から販売までの一連の流れ。
- スマートシーリング・・・人口減少を念頭に公共施設やサービスを効率化(縮小)すること。
- エンゲージメント・・・本来「約束」「婚約」「契約」の意味だが、ビジネス場面では従業員の会社に対する愛着、働きがい、一体感の意味で使われる場合がある。
- ETF・・・株式市場に上場している投資信託。日銀で保有する37兆円の投資信託を100年かけて市場に売却するとか。我々には全くピンとこないが。

日本語がある
なら日本語で
言って
欲しいね



〈編集後記〉

事業報告にも書いたが去年10月下旬、組合員さんと山形バス旅行に私も参加させて頂いた。会社でバス旅行など30年ぶり位だろうか。

私が入社した頃は、バスで近県に社員旅行に行くことが多かった。

当時は、バス中では歌詞集を手に全員揃って大合唱、ほろ酔い加減で観光地を巡ったものだ。若い人にはウソに聞こえるかも知れないが、小関裕而作曲の「高原列車は行く」の2番に「♪緑の谷間にヤマユリ揺れて一、歌声響くよ、観光バスよ…」とあるように本当の話である。

さて、今回の旅行はどうだったか?さすがに大合唱は無かった。時代が変わったのだろう。しかし 時代は変わっても、バス旅行は変わらず楽しかった。次回、またバス旅行を開催する時は、皆さんも参加してみませんか?

今年は午(うま)年、飛躍の年でありますように!

ミニ・ミニデータ

日本酒の生産量が多い県は?

正月にお酒は欠かせない。清酒の生産量が多く、お酒が有名と言われる県は?

生産量(20度換算) 釀造場数

- | | | |
|---|-----------|------|
| 1位: 兵庫県 | 90,276K ℥ | 57 件 |
| 「灘」の酒…荒々しさから「男酒」とも言われる | | |
| 2位: 京都府 | 50,866K ℥ | 38 件 |
| 「伏見」の酒…甘口で「女酒」とも言われる。 | | |
| 3位: 新潟県 | 28,727K ℥ | 84 件 |
| 「久保田」「八海山」などが有名 | | |
| 4位: 埼玉県 | 19,391K ℥ | 24 件 |
| 利根川などを利用したまろやかな味とか。 | | |
| 5位: 秋田県 | 11,981K ℥ | 32 件 |
| 淡麗な酒が多い。「新政」「花邑」などが有名とか。 | | |
| 6位: 愛知県 | 8,693K ℥ | 32 件 |
| 昔からみそ、醤油などの発酵文化あり。 | | |
| 7位: 山梨県 | 7,547K ℥ | 10 件 |
| おいしい水にこだわって作られる酒が多いという。 | | |
| 8位: 山口県 | 7,547K ℥ | 21 件 |
| 料理に合うものが多い。「獺祭(だっさい)」が有名 | | |
| 9位: 福島県 | 6,874K ℥ | 56 件 |
| 9連続で全国新酒鑑評会金賞受賞数トップを誇るなど、そのクオリティの高さには定評がある。 | | |
| 「飛露喜(ひろき)」は一世を風靡したと言われるが他にも苦労、工夫を重ねて作られた | | |
| おいしいお酒は沢山あると思う。 | | |
| 是非、味わってみたい。 | | |



発行所

協同組合

郡山労務経営サービスセンター

〒963-8024

郡山市朝日三丁目 4-7

<http://www.koriyamaroumu.or.jp>

発行責任者 佐藤 信男

TEL 024-932-3050

FAX 024-932-4470